

(別紙)新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (背景)</p> <p>日本経済は、輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いてきたが、最近のサブプライムローン問題に端を発した金融不安のほか、原油・原材料価格の高騰などによって個人消費や企業の設備投資が落ち込んできている。</p> <p>_____本県経済も生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持するなど、回復の動きを続けてきたものの、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとはなっていないのが実情であり、さらに、原油・原材料価格の高騰などによって県内景気の減速感は強まってきている。</p> <p>こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えている。さらに、これまでは、公共事業政策、農林水産業対策などが展開され、地域経営を支えてきたが、今後、国・地方の財政制約が高まることが予想され、このまま手をこまねいていけば中央との格差がますます拡大することが懸念され、産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。</p> <p>また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成10年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。平成18年には自然・社会減併せて11,175人の減となり、社会減が7,964人と減少の7割を占め、年代別で見ると15～24歳の若年層が6,197人と全体の5割強を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、平成16年度までは漸増傾向にあったが、平成17年度には前年度比マイナス2.7ポイントの80.9%と減少に転じた。</p> <p>このため、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。</p>	<p>(略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (背景)</p> <p>日本経済は、<u>輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いている。</u></p> <p>_____一方、本県経済も生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持するなど、回復の動きを続けているが、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとはなっていないのが実情である。</p> <p>こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えている。さらに、これまでは、公共事業政策、農林水産業対策などが展開され、地域経営を支えてきたが、今後、国・地方の財政制約が高まることが予想され、このまま手をこまねいていけば中央との格差がますます拡大することが懸念され、産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。</p> <p>また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成10年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。昨年 _____には自然・社会減併せて11,175人の減となり、社会減が7,964人と減少の7割を占め、年代別で見ると15～24歳の若年層が6,197人と全体の5割強を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、平成16年度までは漸増傾向にあったが、平成17年度には前年度比マイナス2.7ポイントの80.9%と減少に転じた。</p> <p>このため、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。</p>

(現状)

県は、持続的自立的な発展を生み出す厚みのある産業基盤の形成に向け、平成18年1月に本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン21」の重点施策を見直し、諸施策の一層の推進に努めている。

また、平成18年11月に県政基本方針の一つの柱として「地域の特色を生かした活力ある県づくり」を掲げ、特に企業誘致や地域産業育成・強化による産業振興とそれを支える人材の育成に取り組んでいる。平成19年5月には、新たに知事を本部長とする「福島県企誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

さらに、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連や半導体関連産業は今後も成長が見込まれる分野であり、産業の集積に戦略的に取り組んでいるところである。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進

ア 企業立地促進対策

先端産業分野を中心に国内への投資回帰の動きの中、海外を含めた地域間の企業誘致競争が激化しており、本県としても地域特性を生かした企業立地の促進が求められている。

このため、市町村等との連携を一層強化し、誘致対象業種の重点化(※)を図るとともに、高速道路、福島空港、小名浜港、相馬港など交通ネットワークや、地震等の災害が少なく、良質な水環境、治安の良さなどを含め「安全・安心」な立地環境など本県の優位性を効果的に情報発信しながら、インセンティブの整備、立地手続きのワンストップサービス化の推進など、積極的な企業誘致活動を展開し、本県への企業立地の拡大を目指すこととする。

また、立地企業の満足度向上が、本県での継続的な事業展開や新たな企業誘致にも繋がることから、訪問活動を強化し、聴取した要望などへの迅速かつきめ細かい対応を推進する。

さらに、生産コストの縮減、フレキシブルな製品の供給等は立地企業を促進する上で重要なファクターなので、地域企業が立地企業の要求

(現状)

県は、持続的自立的な発展を生み出す厚みのある産業基盤の形成に向け、昨年1月に本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン21」の重点施策を見直し、諸施策の一層の推進に努めている。

また、昨年11月に県政基本方針の一つの柱として「地域の特色を生かした活力ある県づくり」を掲げ、特に企業誘致や地域産業育成・強化による産業振興とそれを支える人材の育成に取り組んでいる。今年

5月には、新たに知事を本部長とする「福島県企誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

さらに、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連や半導体関連産業は今後も成長が見込まれる分野であり、産業の集積に戦略的に取り組んでいるところである。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進

ア 企業立地促進対策

国内景気の持ち直しに伴う企業の設備投資意欲の高まり、先端産業分野を中心に国内への投資回帰の動きの中、海外を含めた地域間の企業誘致競争が激化しており、本県としても地域特性を生かした企業立地の促進が求められている。

このため、市町村等との連携を一層強化し、誘致対象業種の重点化(※)を図るとともに、高速道路、福島空港、小名浜港、相馬港など交通ネットワークや、地震等の災害が少なく、良質な水環境、治安の良さなどを含め「安全・安心」な立地環境など本県の優位性を効果的に情報発信しながら、インセンティブの整備、立地手続きのワンストップサービス化の推進など、積極的な企業誘致活動を展開し、本県への企業立地の拡大を目指すこととする。

また、立地企業の満足度向上が、本県での継続的な事業展開や新たな企業誘致にも繋がることから、訪問活動を強化し、聴取した要望などへの迅速かつきめ細かい対応を推進することとする。

さらに、生産コストの縮減、フレキシブルな製品の供給等は立地企業、地域企業両者の課題であり、また、地域企業が立地企業の要求

する技術レベルを習得するための支援を行い、受注の確保につなげ、立地企業の安定的な部品調達というニーズを満たすこうした取組を通じて相互の技術力向上を図り、立地企業と地域企業相互の連携を強化する。

※重点誘致対象業種

- 研究開発型企业、研究所
- 電子部品・デバイス、輸送用機械関連企業
- 情報通信、医療・福祉、環境、新製造技術関連企業
- 食品、住宅関連企業
- 既立地企業の関連企業
- ソフトウェア等産業支援サービス業、生産物流企業、外資系企業等

(施策の展開方向)

- ① 戦略的な企業誘致活動の展開
- ② 立地企業へのフォローアップ強化
- ③ 立地企業と地域企業との連携強化

イ 産業集積促進対策

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を進めてきており、過去には構造改革特区の認定を受ける等、外国人研究員の誘致にも取り組んでいる。

こうした取組を通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえ、力強さを欠く状況にある。中国の隆盛など海外の激しい追い上げにあう中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを絞った「ふくしま」独自の産業クラスター戦略を展開する必要がある。

このため、企業間のネットワークを構築し、その連携を図るとともに、大学や試験研究機関との連携強化による産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果

する技術レベルを習得することは、受注の確保につながるとともに、立地企業の安定的な部品調達、更には相互の技術力の強化に結びつくことから、立地企業と地域企業相互の連携強化を図ることとする。

※重点誘致対象業種

- 研究開発型企业、研究所
- 電子部品・デバイス、輸送用機械関連企業
- 情報通信、医療・福祉、環境、新製造技術関連企業
- 食品、住宅関連企業
- 既立地企業の関連企業
- ソフトウェア等産業支援サービス業、生産物流企業、外資系企業等

(施策の展開方向)

- ① 戦略的な企業誘致活動の展開
- ② 立地企業へのフォローアップ強化
- ③ 立地企業と地域企業との連携強化

イ 産業集積促進対策

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を進めてきており、 構造改革特区を活用した外国人研究員の誘致にも取り組んでいる。

こうした取組を通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえ、力強さを欠く状況にある。中国の隆盛など海外の激しい追い上げにあう中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを絞った「ふくしま」独自の産業クラスター戦略を展開する必要がある。

このため、企業間のネットワークを構築し、その連携を図るとともに、大学や試験研究機関との連携強化による産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果

等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術（輸送用機械関連産業、半導体関連産業）、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 新事業支援体制の機能強化
- ② 産業クラスターの核となる産学官ネットワークの強化
- ③ 産業クラスター形成促進のための支援強化

(略)

(2)

イ 技術力強化・知的財産対策

知識社会、成熟社会において、今後ますます技術力等の知的資産を巡るグローバルな市場競争が激化する中、高度化するニーズに対応できる技術力の向上が重要となっており、また、そうした技術力を支える知的財産の保護、活用について企業の戦略的行動が求められている。

このため、本県中小企業の技術力・商品開発力の強化を図るとともに、中小企業における知的財産を適切に保護・活用する為の人材育成や中小企業の知的財産戦略への支援を行い、付加価値の高い、国際競争力のある産業が活発に展開する「知的財産立県ふくしま」の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 革新的な技術の創造と新事業の創出への支援
- ② 中小企業の知的財産戦略への支援

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術（輸送用機械関連産業、半導体関連産業）、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 新事業支援体制の機能強化
- ② 産業クラスターの核となる産学官ネットワークの強化
- ③ 産業クラスター形成促進のための支援強化

(略)

(2)

イ 技術力強化・知的財産対策

知識社会、成熟社会において、今後ますます技術力等の知的資産を巡るグローバルな市場競争が激化する様相をみせる中、高度化するニーズに対応できる技術力の向上が重要となっており、また、そうした技術力を支える知的財産の保護、活用について企業の戦略的行動が求められている。

このため、本県中小企業の技術力・商品開発力の強化を図るとともに、中小企業における知的財産を適切に保護・活用する為の人材育成や中小企業の知的財産戦略への支援を行い、付加価値の高い、国際競争力のある産業が活発に展開する「知的財産立県ふくしま」の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 革新的な技術の創造と新事業の創出への支援
- ② 中小企業の知的財産戦略への支援

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

名称 地域再生支援利子補給金

(2) 支援措置を受けることができる地域再生支援貸付事業

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、本県内に事業所を有する、又は事業所を有することが見込まれる事業者のうち、地域再生法施行規則第6条で規定する事業に該当し、かつ以下の投資を行う者に対して行う貸付事業とする。

- ① 重点誘致対象業種に係る新規立地事業者の投資
- ② 既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資
- ③ 交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資
- ④ 立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資
- ⑤ 重点6分野（医療・福祉・環境、IT、新製造技術〔輸送用機械関連産業、半導体関連産業〕、食品、地域ビジネス）における新産業創出・活性化に資する事業
- ⑥ ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就職促進、実践的職業訓練等を行っていると思われる者が行う投資
- ⑦ その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると認められる投資

(3) 地域再生法施行規則第6条に定める事業種別

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業
- ④ 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する

法律（平成18年法律第51号）第2条第2項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業

⑤ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

⑥ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

(4) 地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

地域再生法第12条第1項の規定に基づく地域再生協議会となる「福島県企業立地活性化促進戦略協議会」の構成員である株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社秋田銀行、株式会社みずほ銀行、福島信用金庫、二本松信用金庫、須賀川信用金庫、あぶくま信用金庫、福島県商工信用組合、会津商工信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫（平成20年10月1日から株式会社商工組合中央金庫）、日本政策投資銀行（平成20年10月1日から株式会社日本政策投資銀行）

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

企業誘致等に伴う県内雇用基盤の維持・創出を図るものであり、利子補給金給付対象事業を年間10件、雇用維持・創出効果は86名／年を想定する。

- ※ ・本県の1事業所あたりの従業者数8.6人
（平成18年度事業所・企業統計調査[総務省]、民営事業所・従事者数）
- ・支援措置は1金融機関が約1年間で2件と想定
（平成19年11月から現在までの支援実績は3件）
 - ・支援措置を行うことができる指定金融機関数は5と想定
よって、8.6人×2件×5金融機関＝86人

5-3 その他の事業

5-3 その他の事業

5-3-1 日本政策投資銀行の低利融資等

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 C 0 7 0 1

名称 日本政策投資銀行の低利融資等

(2) 支援措置を受けようとする者

本県内に事業所を有する、又は事業所を有することが見込まれる事業者のうち、以下の投資を行う者

①重点誘致対象業種に係る新規立地事業者の投資

②既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資

③交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資

④立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資

⑤重点6分野（医療・福祉、環境、IT、新製造技術〔輸送用機械関連産業、半導体関連産業〕、食品、地域ビジネス）における新産業創出・活性化に資する事業

⑥ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就職促進、実践的職業訓練等を行っていると思われる者が行う投資

⑦その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると認められる投資

(3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

上記事業者が必要とする資金需要について、日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合には、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

(4) 合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業

「地域再生支援」のうち

①寒冷地産業活動活性化事業

②地域産業振興・雇用開発

③地域競争力強化支援

④中心市街地活性化

⑤港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業

支援措置によらない独自の取り組み

(略)

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末

ただし、地域再生支援利子補給金に係る期間については、認定の日から平成23年3月31日までに締結した利子補給契約の終了日まで。

(略)

⑥流通基盤整備事業

「技術・経済活力創造」のうち

⑦新産業創出・活性化

⑧新技術開発事業 など

(5) 支援措置が計画の目標達成に不可欠な理由

本計画の推進に伴い発生する事業者の資金需要に対応し、かつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るためには、日本政策投資銀行による低利融資及びアドバイス機能を活用可能な当該支援措置は不可欠である。

5-3-2 その他の事業

支援措置によらない独自の取り組み

(略)

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末